

島根県立大学 ディベート倶楽部「QCLC」 団体規約

(名称)

第1条 本団体は、「ディベート倶楽部 Q.C.L.C」と称する。

(目的)

第2条 本団体は、ディベート等を通して、部員個々人の発言力・論理構成力といった、社会生活において重要な能力を高め、社会に貢献できる人間として成長することを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は徴収しない。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議を置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名 … 本団体を代表する。
- 2) 副部長2名 … 部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名 … 会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については、全部員の承認により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全部員の賛同により改廃される。

附則

この規約は、平成13年5月1日から施行する。